

議案第142号

大阪市立環境科学研究センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立環境科学研究センター条例(平成28年大阪市条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市に環境科学研究センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 [略] 位置 <u>大阪市東成区中道1丁目3番3号</u>	(設置) 第1条 [同左] [同左] 位置 <u>大阪市天王寺区東上町8番34号</u>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

環境科学研究センターを移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。